

第3回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和6年5月10日(金)
開会13時30分 閉会14時48分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|-------------|
| 教育長 | 中村 正芳 |
| 委員(教育長職務代理者) | 田野 美佐 |
| 委員(教育長職務代理者) | 梶谷 俊介 |
| 委員 | 松田 欣也 |
| 委員 | 上地 玲子 |
| 委員 | 服部 俊也 |
| 教育次長 | 國重 良樹 |
| 教育次長 | 田中 秀和 |
| 学校教育推進監 | 室 貴由輝 |
| 教育政策課 | 課長 小林 伸明 |
| | 副課長 中江 岳 |
| | 総括副参事 滝澤 容彦 |
| 高校教育課 | 課長 鶴海 尚也 |
| 特別支援教育課 | 課長 江草 大作 |
| 人権教育・生徒指導課 | 課長 横山 智康 |
| 保健体育課 | 課長 片岡 敏行 |
| 生涯学習課 | 課長 滝澤 幸隆 |

4 傍聴の状況 1名

5 附議事項

- (1) 令和7年度使用県立高等学校等及び県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について
- (2) 岡山県生涯学習審議会及び岡山県社会教育委員の会委員の任命について

6 協議事項

(1) 次期晴れの国おかやま生き生きプラン等・次期岡山県教育振興基本計画の策定について

7 報告事項

(1) 令和5年度「スマートフォン等の利用に関する実態調査」の結果について

8 その他

9 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項（１）は教育行政の公正を確保する必要があるため、附議事項（２）は人事案件であるため、協議事項（１）は、知事及び議会等との調整を要するものであることから、教育委員会会議規則第12条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。附議事項（１）附議事項（２）協議事項（１）は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

報告事項（１）令和5年度「スマートフォン等の利用に関する実態調査」の結果について

- ・人権教育・生徒指導課長 保健体育課長から資料により一括説明

(委員)

過去にはゲーム等の使用時間と学力との相関関係を調べる取組も行ってきたが、今回の調査はそういったことへの活用はできるのか。

(人権教育・生徒指導課長)

調査で抽出した学校の1学年の1クラスを対象とした調査であり、抽出した生徒の結果と学力学習状況調査の学力状況を紐付けていない。

実施した学校の担任が、今回の結果と成績を見比べれば、相関関係は分かるかもしれない。

(委員)

調査データをしっかり活用してもらいたい。本日保健体育課も同席しているが、スマホの活用時間が視力にどう影響があるのか。逆に目を労わるための取組を提案するこ

とに繋がれば面白い。また、今回の調査項目に学習に活用している生徒が多くおり、学力の向上につながっているのか分かるのではないか。

(人権教育・生徒指導課長)

義務教育課や高校教育課と連携しながら、どのような形でできるのか検討したい。また、全校に対して幹部職員が訪問を行っており、その際の話題の1つに挙げて、肌感覚になるが、利用状況と学力の関係についても、現場の教員に尋ねてみたい。

(委員)

寝る前に布団の中で使用すると回答した生徒の割合が高いが、よく知られている現象で、寝る直前までスマホを見てしまうと、睡眠の質が悪くなる。この現象について啓発しているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

昔であれば、学校から帰ると、友人とのつながりが切れるが、今は、良くも悪くも24時間繋がっている。この中には、自分でやりたくてやっている生徒のほかに、返事をしないといけないといった強迫観念からやっている生徒もいるかもしれない。そういった意味でルールからマナーに変わったと説明をしたが、ある程度保護者が、「部屋に持ち込まない」、「夜10時になるとリビングで充電する」など、一定のルールを作成し、子どもたちを守る必要がある。当然、高校生であれば自分たちでコントロールができるが、この調査は小学校4年生から対象としており、中学校までは、家庭のルールが必要なのではないかと考えている。そういったことも含めた啓発のチラシを昨年度も小中学生版と中高生版とを作成して配布している。

(委員)

ブルーライトの刺激が強くて、睡眠の質が落ちていることはよく言われており、友達との関係が切れないことによる使用や、面白い動画を寝る直前まで見て、ブルーライトにさらされていることが問題だ。そこを小学生にも分かりやすく伝えていく必要があるのではないか。

(委員)

今回の調査は小学校4年生から対象となっているが、スマホの所持年齢が低年齢化しているため、小学校1年生から対象にしてはどうか。また幼稚園児や保育園児についても、保護者向けに使用方法について尋ねてもよいのではないか。

委員2人の話にもあるように健康被害がこれから問題視されてくるので、そうしたことも含めて検討いただきたい。

県教委が、ペアレンタルコントロール等を周知しているおかげで、子どもたちも自分のルールを決めており、一定の成果が出てきている。またPTAに関しても指導者研修会等を行っているが、基本はそれぞれの家庭のルール作りとなるので、参観日等の保護者が参加する場面で、子どもと向き合うに当たり、保護者自身ができるのかを啓発していく必要があるのではないか。

(人権教育・生徒指導課長)

小学校3年生以下へ対象を広げることについて、当課も何度か検討したことはある。しかし、本人から回答させるのに、小学校3年生以下になると信憑性が落ちる。国も小学校4年生から調査対象としている。国は、小学校3年生以下については0歳児までの子どもを抱える保護者が回答している。端末での回答は今年初めて実施したが、小学校3年生以下にまで実施するとなると研究が必要と考えている。

(委員)

国が実施している小学校3年生以下の保護者向けの調査結果のデータは持っているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

岡山県と国の比較をしているものが国のデータである。

また、保護者の使い方については、スマホサミットを開催して10年目になるが、初期の頃に子どもたちが発言していたことである。「親は良くて、自分たちはなぜだめなのか。」親が使い方を考えないと、子どもたちに押し付けてもいけないということで保護者への啓発も進めてきた。しかし、熱心にスマホサミット等に参加される方はスマホへの意識が高く、「子どものルール」ではなく、「家庭のルール」の意識が浸透してきたが、今後は意識が低い保護者への啓発が課題である。

(保健体育課長)

健康被害については、国が令和3年度近視に関する調査を実施しており、明確な因果関係は公表されていないが、近視の発症リスクは、スマホに限らず、勉強等の近見作業が原因とされており、スマホによって作業量が増加したと考えられる。また、コロナ禍により、近視に有効とされる外遊びが減ったことも近視が増加した要因とも考えられる。

近視は年齢が上がるにつれて増加している現状であり、国も啓発を行っているが、県も広報紙等を活用し、保護者を含めたくさんの方に見ていただけるよう呼びかけているところである。

(委員)

近視についてもお願いしたいが、姿勢についてもお願いしたい。

(保健体育課長)

姿勢についても様々な媒体を活用し、啓発をしているところである。

(委員)

調査結果に男女の差や男女による傾向はあるのか。

(人権教育・生徒指導課長)

アンケート調査で性別を回答させるのは、非常にデリケートな部分であり、この調査では男女別では調査していない。スマホサミットでは、協力校で学年別・男女別で取っている。

一般的なイメージでは、男子の方がゲーム等で使用時間が長いと思われるが、調査結果を見てみると女子の方が、使用時間が長い。SNSでの繋がり等で女子の方が長く、我々も使い方や利用時間では、男女の差異はあると考えている。協力いただける範囲の方々に把握しているのが、現状である。

(委員)

男女の差異が分かれば、教員の対応の仕方等も変わってくるのではないかと。

(人権教育・生徒指導課長)

私が学校現場で勤務していた際は、調査項目を複製し、全校で実施し、集計していた。現在も同様に学校現場では、活用されていると思う。

(委員)

経験した嫌なことの割合について、事案は多くはないが、「大人が入らないといけな事件に巻き込まれた」や「心当たりのない利用料金の請求を受けた」生徒がいる。アンケート調査ではなかなか見えないだろうが、こういった事案が発生していることを把握し、その原因や対処策は検討されているのか。数字の把握だけに終わっているのか。

特に「面識のない人に自分の撮影した画像等を送らされた」という時間は、数字自体は少ないとしても、結構危険だと思うが、いかがか。

(人権教育・生徒指導課長)

表の1番右側に対象人数が記載されており、人数で言えば多くはない。また、人数としても例年とあまり変わっていない。実際にこうした事案は起こっており、大きい案件、県立学校であれば、当課に連絡が入ってくるし、市町村立の学校であれば管轄する教育委員会に連絡が入る。

現在、当課でネットパトロールを行っているが、最近では、SNSにおいてクローズに行われており、昔のように誰もが見えるところではなくなっている。

そういったことがあった際に訴えやすいように、子どもを守るツールとして、STANDBYを整備しているが、被害者や加害者にさせないためには情報モラル教育が非常に大事であり、警察や通信キャリア会社と連携し、保護者と生徒が一緒になって実施している。

また、大きい案件となった場合には、すぐに警察へ相談し、証拠を保存するように生徒指導主事研修や管理職の危機管理研修で指導している。

(委員)

実際に詐欺や個人情報侵害するような行為により、停学や退学になった事例はあるのか。また、今後増加することが予想されるがそれに対する対策はどうなっているのか。

(人権教育・生徒指導課長)

詐欺や薬物、性暴力に繋がるケースはほとんどない。対策については、警察や通信キャリア会社と連携し、情報モラル教育を実施している。教員には、実際の事例を紹介し、

研修を行っている。しかし、最終的には、スマホを所有させているのは保護者であり、保護者のモラルが向上しなければならない。生涯学習課が、親プロ等、様々な形で研修を実施しており、チラシ等を提供し啓発に努めている。

以下、非公開のため省略

閉会